中小企業事業主の皆様へ

個別に訪問説明をいたします！

―改正労働基準法など働き方改革の進め方について―

・労働基準法の基礎知識から改正労働基準法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務責任者に対し、労働基準監督署の職員（相談・支援担当）や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。**費用はかかりません。**

・法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、お気軽にお申し込みください。

◆ 個別訪問を希望される場合は、下の申込書により、八王子労働基準監督署あてＦＡＸ等でお申し込み下さい。
相談内容に応じて、八王子労働基準監督署又は東京働き方改革推進支援センターからご連絡いたします。

個別訪問申込書

八王子労働基準監督署　労働時間相談・支援コーナー　宛

ファックス：　０４２－６４６－１５２４

事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日	第1希望　：　令和　　年　　月　　日　　時頃 第2希望　：　令和　　年　　月　　日　　時頃 ※訪問日時につきましては、希望日を踏まえて調整させて頂きます。
相談内容 （お困りの内容、知りたい内容などについて、右記の□内にレを付してください。）	□労働時間制度　□労働時間の削減　□36協定 □年次有給休暇　□割増賃金　□同一労働同一賃金 □その他（　　） **※同一労働同一賃金にレが付された場合は、上記情報を東京働き方改革推進支援センターに情報提供することとなりますので御了承ください。**

東京都最低賃金は令和元年１０月１日から　時間額　１，０１３円